

## 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、譲渡禁止特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(譲渡禁止特約の部分的解除)

第1条 契約書第2条の規定にかかわらず、乙が中小企業（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が売掛債権担保保証融資制度を利用することが可能なときに限り、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、原則として、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が契約の履行を完了し、かつその金額が原価監査等により確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払いを受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払いを受けている金額との差額のみ譲渡することができる

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、承諾申請は付紙第1により、通知は付紙第2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の申請承認について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、付紙第1により異議を留めた承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条 甲及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、担保責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

## 債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿

住 所：  
譲渡人：(甲) ○○○○株式会社  
代表者：

住 所：  
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行  
代表者：

住 所：  
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会  
代表者：

○○株式会社（以下「甲」という。）は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権（以下「譲渡対象債権」という。）を株式会社○○銀行（以下「乙」という。）及び○○信用保証協会（以下「丙」という。）に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「譲渡禁止条約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、必要書類を添付の上、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

- 1 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従来どおり○○契約条項第○項○号の規定に基づき、契約物品（又は役務）全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
- 2 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行為を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の担保責任については、従来どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振込みください。

## 記

1 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付 ○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2 譲渡債権の額

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額     | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権  | 金 | 円 |

3 乙及び丙が指定する口座の表示

○○銀行○○支店・口座の種類○○○○○  
口座名義人○○○○○・口座番号○○○○○○○

添付書類：印鑑証明（甲乙丙各1通（発行日より3ヶ月以内のものに限る。））

注：本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

債権譲渡承諾書

住 所：  
譲渡人：(甲) ○○株式会社  
代表者：

住 所：  
譲渡人：(乙) 株式会社○○銀行  
代表者：

住 所：  
譲渡人：(丙) ○○信用保証協会  
代表者：

上記申請につき、○○契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、民法第468条第1項及び「譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき、異議を留めて承諾します。

記

- 1 本承諾によって、○○契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
- 2 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
- 3 国による代金の支払は、○○契約条項第○条の規定に基づき行なわれるものであること。

支出負担行為担当官

確定日付欄

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合に、適宜修正して差し支えない。